

平成25年(健)第1016号

平成26年3月31日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人の再審査請求の趣旨は、a健康保険組合理事長が平成○年○月○日付で請求人に対してした、後記第2記載の原処分を取り消すことを求める、ということである。

第2 事案の概要

本件は、再審査請求人(以下「請求人」という。)は、平成○年○月○日に生じた右第3趾中足骨骨折(以下「当該傷病」という。)につき、平成○年○月から同年○月までの間に、保険医療機関において診療を受け、保険薬局において調剤を受けたため、その療養に要した費用について、a健康保険組合(以下「保険者組合」という。)から、健康保険法(以下「健保法」という。)に基づく療養の給付(以下「本件療養の給付」という。)を受けたところ、保険者組合理事長(以下「理事長」という。)が平成○年○月○日付で請求人に対し、当該傷病は健保法第116条所定の「被保険者が故意に給付事由を生じさせたとき」に当たるとして、本件療養の給付の支給決定を取り消した上、支給した療養の給付に係る○万○千○百○円(以下「原処分」という。)の返納を求める旨の通知をした(本件療養の給付の支給決定を取り消した処分を、以下「原処分」という。)ため、請求人が原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした事案である。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によると、次の各事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に保険者組合の被保険者資格を取得した者である。
- (2) 請求人は、平成○年○月○日午後

○時○分頃、○○区○○町○○番地○付近の道路において、腹を立てて、道路のガードレールの鉄パイプを右足で蹴ったことにより、右第3趾中足骨を骨折して、当該傷病を発生した。

(3) 請求人は、当該傷病のため、平成○年○月○日を診療開始日として、同年○月に3日、同年○月に3日、同年○月に2日の合計8日、保険医療機関であるb病院において診療を受け、同年○月に1回、保険薬局であるc薬局において薬剤の処方を受け、これらの診療及び調剤にかかる費用合計○万○千○百○円(同年○月分診療費○万○千○百○円、同年○月分診療費○万○千○百○円、同年○月分診療費○千○百○円、調剤費○千○百○円)について、療養の給付を受けた。

(4) 請求人は、平成○年○月○日(受付)、保険者組合に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの期間、当該傷病の療養のため労務に服することができなかったとして、傷病手当金の請求をした。保険者組合は、傷病手当金請求書の発病又は負傷の原因及び経過欄に「平成○年○月○日道路上で鉄パイプをかけたため」と記載され、療養を担当した医師が意見を書くところ欄に、発病又は負傷の原因として「鉄パイプをかけたため」と記載されていたことから、健保法第116条所定の給付制限事由に該当すると考え、平成○年○月○日に臨時理事会を開催して、給付制限を行うことの可否を諮ったところ、全会一致でその承認を得た。

(5) 保険者組合は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、当該傷病に係る受傷の状況、病状等について照会したところ、請求人は、次のとおり回答した。

照会事項:負傷の原因について、「平成○年○月○日に道路上で鉄パイプをかけたため」とありますが、詳しい状況を再度教えてください。

回答：「平成〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」「〇〇区〇〇町〇〇―〇辺りの道路」で、「道路のガードレールの鉄パイプを腹立って自らけた。」

(6) 理事長は、平成〇年〇月〇日付で請求人に対し、本件療養の給付について、当該傷病は健保法第116条所定の「被保険者が故意に給付事由を生じさせたとき」に当たるとして、本件療養の給付の支給決定を取り消す旨の原処分をした。

2 ところで、健保法は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって、国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とするものであり（健保法第1条（原処分当時のもの））、被保険者の疾病又は負傷に関しては、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護の療養の給付を行うものとされている（健保法第63条第1項）が、第116条において「被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。」と規定している。健保法が、このような給付制限条項を設けた所以は、故意に生じさせた給付事由に基づいて健康保険上の給付事由に対し、これを相互に救済しようとする健康保険制度の本質から許されないことであり、健康保険制度の秩序を乱し、適正な運営を阻害し、その財政を危機に陥れるものであるから、その給付を行わないこととすることにある。

そして、「故意に給付事由を生じさせたとき」とは、健康保険制度の本質からして、保険給付を受けようとすることについての故意がある場合はもちろん、給付事由の発生それ自体について故意があ

れば足りるものと解するのが相当である。したがって、故意により自らの身体を傷つけた場合は、故意に給付事由を生じさせたときに当たると解すべきところ、請求人は、腹立ちからガードレールの鉄パイプを蹴って当該傷病を生じさせたのであり、故意に当該傷病を生じさせたものといえるから、当該傷病についての療養の給付を受けることはできないというべきである。原処分は、健保法の定めにも則ってされたものであり、それ自体は、適法かつ妥当なものといえることができる。

3 請求人は、自らが負傷するという意思で、その目的下に鉄パイプを蹴るという明確な意思がなければ、故意に給付事由を生じさせたとはいえないと主張するので検討する。

そこで、本件のようにガードレールの鉄パイプを蹴って足に当該傷病を発した場合に、いかなる主観的事情があれば、故意に給付事由を生じさせたといえるかという観点から上記主張について検討する。故意に給付事由を生じさせたというためには、負傷という結果を意図・意欲した場合を含め、結果の発生を確実なものとして表象して鉄パイプを蹴った場合である必要はなく、負傷という結果の発生自体は不確実であるが、そのような結果が発生するかもしれないことを表象し、かつ、結果が発生してもかまわないと認容して鉄パイプを蹴るという行為に及んだ結果、当該傷病を発した場合には、故意に給付事由を生じさせたものと認めるのが相当である。これを本件についてみるに、請求人は、腹を立ててガードレールの鉄パイプを蹴ったというのであるが、鉄パイプを蹴るという行為は、自己の足に鉄パイプという堅固な構造物により物理的な外力を加える行為と同視できるものであり、蹴る力の強弱及びその加減、蹴る足の部位及び方向、蹴る方法、鉄パイプとの位置関係等によっては、意図したよりも強い物理的な外力が足に加えられることとなり、その結果、当該足部

に挫傷、挫滅、あるいは骨折等の傷害を生じさせることは容易に予見できるものというべきところ、請求人は、それにもかかわらず、蹴るという行為に及んだのであるから、当該傷病を発する結果が生じるかもしれないことを表象しながら、それを認容してその行為に及んだものと認めるのが相当である。なお、他人の身体に暴行を加えた場合は「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったとき」(刑法第208条)として、暴行罪により処断されるのであるが、刑法理論上は、人を傷害する故意がなくても、暴行の故意があれば、その暴行により傷害の結果が生じたときは、傷害罪が成立するものとされており、最高裁判所昭和25年(れ)第1196号同年11月9日第一小法廷判決・刑集第4巻11号2239頁も、「傷害罪は結果犯であるから、その成立には傷害の原因たる暴行についての意思が存すれば足り、特に傷害の意思の存在を必要としないのであり、被告人には被害者に傷害を加える目的をもたなかったとしても、傷害の原因たる判示の暴行についての意思が否定されえない限り」傷害罪が成立すると判示しているところに照らしても、上記認定、判断は相当というべきである。請求人の上記主張は採用することができない。

- 4 以上の認定及び判断の結果によると、原処分は適法かつ妥当であるから、これを取り消すことはできない。よって、本件再審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。